

# 牟岐町 移住支援制度 令和5年度 ver.

## 住居に関すること

### ① 空き家改修等支援補助金

○解体補助 : 空き家判定を受け、不良度が100点を超える危険な空き家等の解体費を補助

・判定費用：1戸につき25,460円（※町負担。町内指定事業者による施工に限る）

① 延床面積の2分の1以上が住居部分であるもの : 解体費の5分の4を補助

② ①に該当しない併用住宅及び、倉庫等の住宅外のもの : 解体費の2分の1を補助

○改修補助 : 空き家の改修費や家財道具等の撤去・処分の経費を補助

・改修設計等手数料：1戸につき40,000円（※町負担。町内業者の施工によるものに限る）

不良度が100点未満の住宅で町の空き家バンクに登録できるもの：改修費の2分の1を補助

< ①に関するお問い合わせは…建設課（0884-72-3418）まで >

## 教育に関すること

### ① おひさまスクール

小学校に通う留守番家庭児童を対象に、放課後の居場所を確保する事業。

宿題をしたり、本を読んだりして過ごす。

< ①に関するお問い合わせは…

放課後対策事業 おひさまスクール（0884-72-1161）まで >

## 創業に関すること

### ① 牟岐町創業促進補助金

牟岐町内で創業する者に対し、必要な経費の一部を補助

補助対象となる経費の2分の1以内（限度額30万円）

< ①に関するお問い合わせは…産業課（0884-72-3419）まで >